

# 国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会（第二回）

## 議 事 要 旨

1. 日時：平成19年12月21日（金）、13：30～15：40
2. 場所：総務省10階 1001会議室
3. 出席者：（委員）塩野宏（座長）、角紀代恵、阪田雅裕、森戸英幸、柳瀬康治、  
山本隆司（敬称略、五十音順）  
（総務省）藤井人事・恩給局長、阪本人事・恩給局次長、田家総務課長、  
中島参事官、西藤参事官

### 4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 民間企業における退職金制度について
- (3) 民間企業における懲戒制度と退職金について（（財）労務行政研究所）
- (4) 地方公務員の退職手当制度について（総務省自治行政局公務員部）
- (5) その他
- (6) 閉会

### 5. 議事概要

- (1) 民間企業における退職金制度について  
事務局より、資料に沿って説明が行われた後、質疑応答が行われた。
- (2) 民間企業における懲戒制度と退職金について  
（財）労務行政研究所より、資料に沿って説明が行われた後、質疑応答が行われた。  
委員からのコメントは以下のとおり。

- ・ 先の事務局説明によると、返納規程のある企業が24社中1社ということだが、実務をしている感覚ではもっと多いと思う。
- ・ 非違行為が発覚してから懲戒処分の手続きや判断が下されるまでの所要時間は通常どれくらいか。
- ・ 非違行為後、懲戒処分の決定まで相当の年月が経ってしまっていた（7年程度）ことから、懲戒処分を無効とした判例がある。
- ・ 民間の事例では、懲戒解雇と退職金の不支給が必ずしもリンクしているわけではないようだが、退職金を不支給とする判断は懲戒処分の判断と同じ場でなされるのか。
- ・ 懲戒処分については、人事担当者が背景を調査し、労使双方から成る懲罰委員会で本人からの弁明を聴取した後に決定するが、退職金の取扱いについては、経営者側で決定している例が多いのではないか。
- ・ 退職金規程上、返還の規定がない場合には、返還請求権は生じえないのか。返還させたい場合は、法律上どのように構成するのか。
- ・ 退職金の報償的性格をとらえ、そもそも退職金が発生していないとして、不当利得返還請求を行った事例がある。
- ・ 諭旨解雇でも全額支給しない企業があるが、懲戒解雇と諭旨解雇はどのように整理されているのか。
- ・ 懲戒解雇とすると退職後当該社員の将来に影響することから、諭旨解雇を選択することがある。諭旨解雇にも関わらず退職金を支給しないのは、通常の諭旨

解雇とは異なり、本来であれば懲戒解雇となるはずのケースなのではないか。

- ・ 懲戒解雇や諭旨解雇の定義については、それぞれの企業の規約の中で様々な文言を使用していることが多いことから、文言の意味内容を確認する必要があるのではないか。

(3) 地方公務員の退職手当制度について

総務省自治行政局公務員部より、資料に沿って説明が行われた後、質疑応答が行われた。委員からのコメントは以下のとおり。

- ・ 東京都の条例では、退職後、懲戒処分相当の行為が発覚した場合の返還については規定していないということか。
- ・ 東京都の条例のように、当該死亡者が行った行為であることが明白であるかどうかや、懲戒免職処分相当であることが明白な行為であるかどうかを実際に判断するのは難しいところがあるのではないか。
- ・ 京都市の条例では、本人の生存を前提としているため、死亡した場合の返還については規定していないということか。また、退職後に在職期間中の犯罪が発覚した場合の支給制限や返納処分に対する不服申立ての手続きはあるのか。
- ・ 京都市の条例について、「退職手当を返納させることができる」とする規定をもって返納請求権が成立していると考えなのか、返納命令処分を行った上で請求する必要があるのか、どのように整理されているのか。

(4) 前回会合において委員から指摘のあった事項について

事務局より、恩給法における受給権失格等の規定、外国における公務員の退職一時金と支給制限等について、資料に沿って説明が行われた。

(5) その他

今回は、平成20年1月8日（火）に開催することとなった。

以上

なお、以上の内容は、総務省人事・恩給局の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性がある。